

## 第7章 個別の保健事業及び計画の評価・見直し

# 1 評価・見直し

---

本計画における個別の保健事業は、毎年度、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を評価します。その結果から、必要に応じて計画を見直します。

本計画の評価については、特定健康診査の結果、レセプト、KDBシステム等を活用して行うとともに、計画3年目に中間評価を実施します。目標の達成状況が想定に達していない場合は、達成できなかった原因や事業の必要性等を検討し、計画の見直しを実施します。最終評価については、計画6年目に実施します。

さらに、事業運営の健全化を図る観点から、毎年度、志木市国民健康保険運営協議会へ計画の進捗状況を報告します。

## 第8章 計画の公表・周知

# 1 公表・周知

---

本計画は市ホームページや広報紙等を通じて公表・周知を図るほか、都道府県、国民健康保険連合会及び医療機関等へも公表・周知を図ります。

## 第9章 個人情報の取扱い

## 1 基本的な考え方

---

特定健康診査・特定保健指導の結果に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護にかんする法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を基本とします。

また、効果的な保健事業を実施する観点から、対象者の利益を最大限に保障するため、個人情報の保護に十分配慮しつつ、保有している情報を有効に利用します。

## 2 具体的な方法

---

特定健康診査・特定保健指導の結果に係る個人情報の取り扱いについては、志木市個人情報保護条例及び志木市情報セキュリティポリシーに基づき適正な管理を行います。

また、特定健康診査・特定保健指導等各保健事業に係る業務を外部事業者に委託する場合には、個人データの盗難・紛失を防ぐための組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置及び外的環境の把握等に留意して委託仕様書等を作成するとともに、委託先において当該個人データの安全管理措置が適切に講じられるよう適切な管理、監督をするなど、個人情報の管理について万全の対策を講じます。

## 3 特定健康診査・特定保健指導に係る情報等の保管および管理

---

特定健康診査結果データ、レセプトデータ等は、埼玉県国民健康保険団体連合会が原則5年間、保管と管理を行います。

## 第10章 その他の留意事項

## 1 地域包括ケアに係る取組

---

医療・介護・予防・住まい・生活支援など暮らし全般を支えるために直面する課題などについて議論する場（地域ケア会議）に保険者として参加するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として、KDBデータなどを活用することにより課題を抱える国保被保険者を把握し、専門職による訪問活動などを通じた働きかけを行います。

また、いろは百歳体操や地域住民が参加する介護予防を目的とした健康教室等の開催など地域で国保被保険者を支える取組を実施します。





第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）  
第4期志木市特定健康診査等実施計画

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

令和6年3月発行

編集・発行 志木市 健康福祉部 健康政策課

住所 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話 048-473-1111（代表） F A X 048-474-4462